

令和6年分所得税の定額減税におけるの設定方法について

表記の件について、定額減税は扶養控除申告書を提出している給与所得者(いわゆる甲欄適用者)に対して給与等の支払の際に源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与支払者は、

- ① 令和6年1月1日以後に支払う給与等(賞与を含む)に対する源泉徴収税額から、その時点の定額減税を控除する事務「**月次減税事務**」と
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき清算を行う事務「**年調減税事務**」の2つ事務を行うこととなります。

月次減税事務における定額減税控除対象者は以下の「基準日在籍者」のみとなります。ろうむ inOne の初期設定では給与計算対象者であるすべての個人・被扶養者に対して定額減税を行います。そのため「基準日在籍者」に該当しない人は、令和6年1月1日以後に支払う給与までに、定額減税設定画面において非対象者にチェックを付ける必要があります。

定額減税(月次)非対象者設定					
事業所No	事業所名	事業所名	個人No		
1	サンプル	1 サンプル	0	~	2147483647
No	氏名	月次減税非対象者 (個人)	No	被扶養者	月次減税非対象者 (被扶養者)
1	香森 睦夫	<input type="checkbox"/>	1	香森 倫子	<input checked="" type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	2	香森 一男	<input type="checkbox"/>
2	大館 秋子	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
3	石川 能登男	<input type="checkbox"/>	1	石川 聖子	<input checked="" type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	2	石川 竜也	<input type="checkbox"/>
4	関西 豊子	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
5	古賀 福男	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
6	富山 美智子	<input checked="" type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

基準日在籍者

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人)を基準日在籍者といいます。

この基準日在籍者が原則として月次減税額の控除の対象となる人になりますが、その後、他の給与の支払者に扶養控除等申告書を提出した場合には、この人は控除対象者から外れることとなります。

また、次に掲げる人は、基準日在籍者に該当しませんので注意してください。

※基準日在籍者に該当しない人

- 令和6年6月1日以後支払う給与等に源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人(扶養控除等申告書を提出していない人)
- 令和6年6月2日以後に給与の支払者のもとで勤務することになった人
- 令和6年5月31日以前に給与支払者のもとを退職した人
- 令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人

注) この控除対象者の確認時点においては、合計職得金額(見積額)を勘案しませんので、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる基準日在職者に対しても、月次減税事務を行ってください。

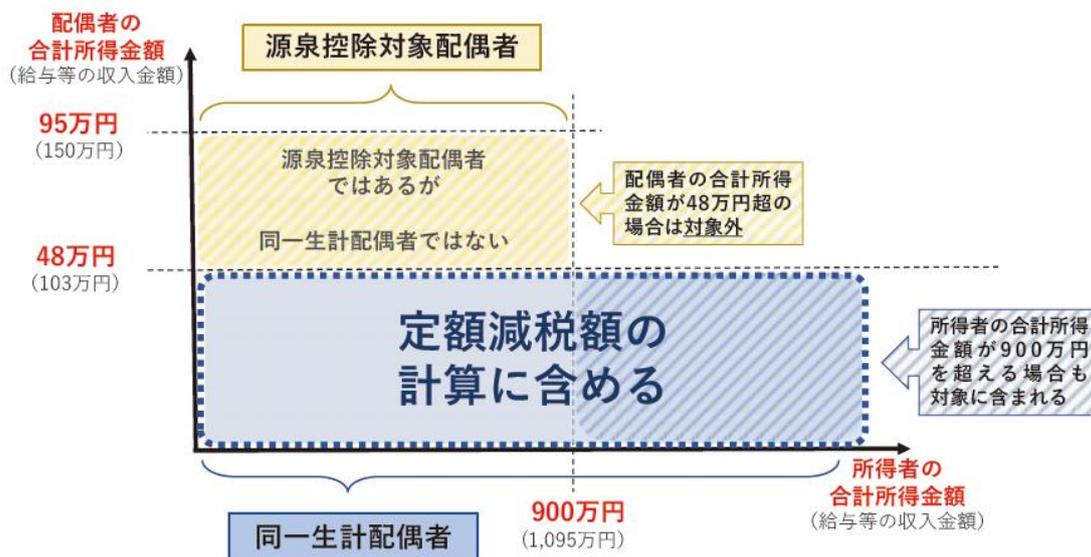
配偶者及び扶養親族の減税対象者

最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書により、以下のイからハまでの確認を行い、その提出日の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族(いずれも居住者に限ります。)を確認します。

なお確認に当たっては**非居住者である同一生計配偶者**及び**非居住者である扶養親族**を月次減税**対象者に含めない**よう注意してください。

イ 居住者である同一生計配偶者の確認

扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者(居住者のみ)のうち、合計所得金額が48万円以下の人は同一生計配偶者に該当するため控除対象者になります。



ロ 居住者である扶養親族の確認

扶養控除等申告書に記載された控除対象扶養親族および16未満の扶養親族(住民税に関する事項として記載されています。)のうち、居住者である人が月次減税の対象となります。

(注)控除対象者と他の人とが同一の人を控除対象扶養親族や16歳未満の扶養親族としてそれぞれの扶養控除等申告書に記載している場合には、その両者が重複して定額減税を受けることができませんので、重複して定額減税を受けることのないよう控除対象者に周知してください。

ハ 扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者に係る申告

扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族については、最初の月次減税事務を行うときまでに、控除対象者から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出を受けることで月次減税の対象者とすることができます。

控除対象者から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出を受けた場合にはその記載内容から同一生計配偶者等の合計所得金額の見積額が48万円以下であるか、居住者であるか及び扶養控除等申告書との重複がないかを確認してください。

(注)扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者のケースとしては、控除対象者本人の合計所得が900万円を超えると見込まれるため、扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者として記載していない場合を想定しています。

※非対象者チェックの変更について

令和6年6月以降に給与・賞与計算を行い月次減税をおこなったあとは、非対象者のチェックは変更できません。非対象者のチェックを変更する場合は、該当する個人の令和6年6月以降の給与・賞与データをすべて削除する必要があります。